



令和5年6月検針分から 水道料金が変わります

3市5町の水道料金を統一し、平均で15%の料金改定を実施します。なお、新しい水道料金が高くなる場合は、増額分を令和8年5月検針分の水道料金まで毎年4分の1ずつ段階的に引き上げます。



水道料金は、どのくらいになるの？

主な口径の新しい水道料金(一般用) ※平均的な使用水量で計算しています。

口径13mmで33m³使用の場合

市町名	現在の 水道料金	新しい水道料金			
		令和5年6月 ～6年5月検針	令和6年6月 ～7年5月検針	令和7年6月 ～8年5月検針	令和8年 6月検針～
太田市	3,707円	3,963円	4,218円	4,474円	4,730円
館林市	4,560円	4,611円	4,650円	4,690円	
みどり市	4,609円	4,639円	4,669円	4,700円	
板倉町	4,829円	4,730円	4,730円	4,730円	
明和町	4,710円	4,722円	4,724円	4,727円	
千代田町	4,932円	4,730円	4,730円	4,730円	
大泉町	3,355円	3,699円	4,042円	4,386円	
邑楽町	4,710円	4,722円	4,724円	4,727円	

(2カ月分・税込み)

※その他の口径・使用水量の
新しい水道料金はこちら▶



口径20mmで37m³使用の場合

市町名	現在の 水道料金	新しい水道料金			
		令和5年6月 ～6年5月検針	令和6年6月 ～7年5月検針	令和7年6月 ～8年5月検針	令和8年 6月検針～
太田市	5,775円	5,998円	6,220円	6,443円	6,666円
館林市	5,930円	6,118円	6,300円	6,483円	
みどり市	7,161円	6,666円	6,666円	6,666円	
板倉町	5,511円	5,800円	6,088円	6,377円	
明和町	5,400円	5,717円	6,033円	6,350円	
千代田町	6,010円	6,175円	6,339円	6,503円	
大泉町	5,973円	6,146円	6,319円	6,493円	
邑楽町	5,510円	5,800円	6,088円	6,377円	

(2カ月分・税込み)

下水道使用料は、引き続き市や町ごとの計算だよ!



営業所の統合のお知らせ

水道料金のお支払い窓口として設置していました営業所を令和5年4月から館林支所に統合しました。

統合した営業所

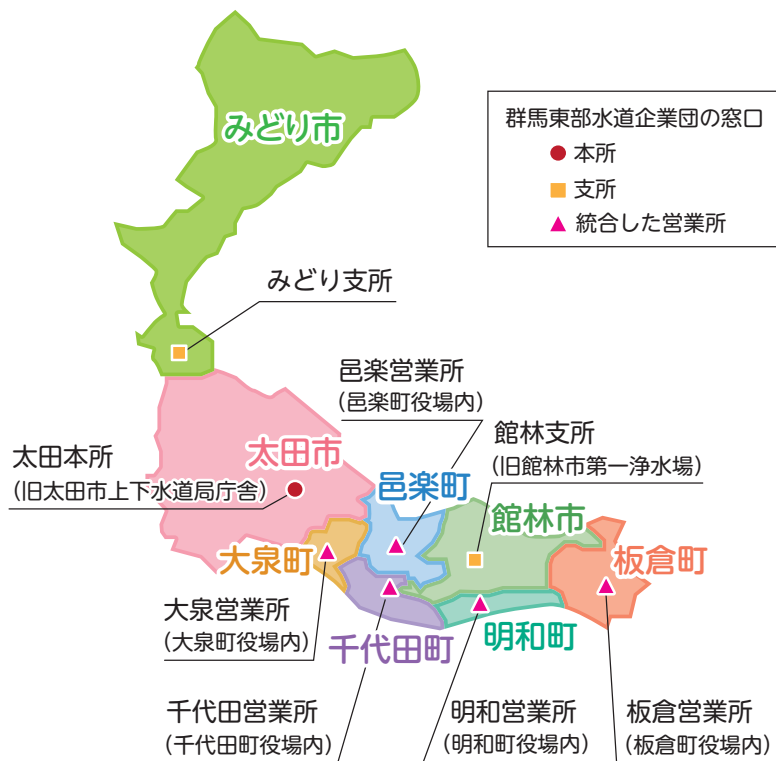
- 板倉営業所(板倉町役場内)
- 明和営業所(明和町役場内)
- 千代田営業所(千代田町役場内)
- 大泉営業所(大泉町役場内)
- 邑楽営業所(邑楽町役場内)

板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町のお問い合わせ先は
館林支所 館林市広内町3-10(☎0276-80-3201)になります。

納付書による お支払い窓口	コンビニエンスストア
	指定金融機関
	太田本所、館林支所、みどり支所
その他の お支払い方法	口座振替
	クレジットカード
	スマホ決済

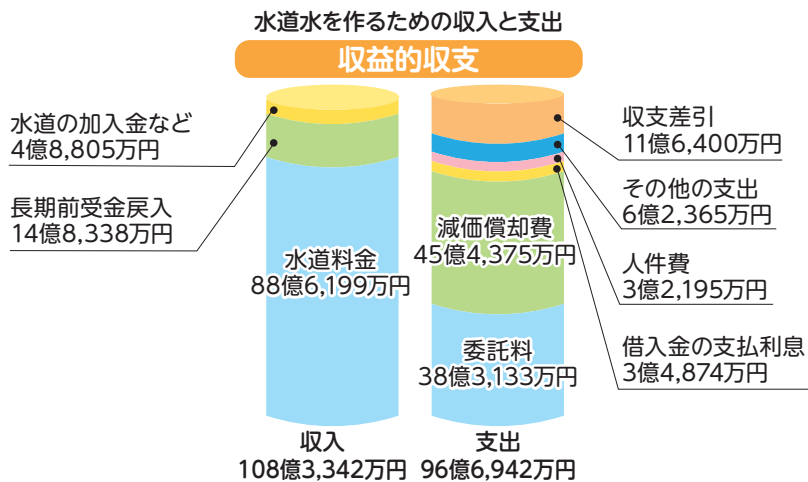
令和5年7月口座振替分
から水道料金を口座振替
でお支払いいただくと、
1回当たり100円(税抜き)
の割引だよ!

※詳しいお支払い
方法はこちら▶

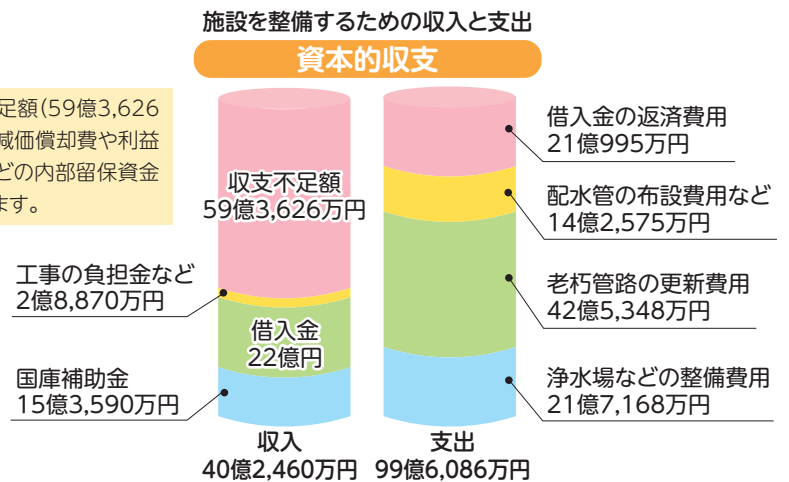


令和5年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金によって運営しています。



収支差引(11億6,400万円)のうち税抜き純利益は6億4,497万円
※純利益は、施設を整備するために使います。

令和5年度の
主な工事

- 大泉第一浄水場の水源を二重化する工事
- 太田渡良瀬浄水場の沈殿池傾斜板を更新する工事
- 東部浄水場から邑楽中野配水場への管路を整備する工事
- 3市5町の老朽管を新しくする工事 約29km

水道メーターの交換

水道メーターの有効期間が満了する前に、交換を行っています。

水道メーターの有効期間はどれくらいなの？

水道メーターの有効期間は、計量法で「8年」と定められています。

交換費用は、企業団が負担するので、**お客さまに請求することはありません。**



交換期間(令和5年度)

1期目	5月21日～ 6月 9日
2期目	7月21日～ 8月10日
3期目	8月21日～ 9月 8日
4期目	9月21日～10月10日
5期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

漏水調査を実施

水道管が原因となる事故を未然に防ぐとともに、大切な水を無駄にしないための漏水調査を行います。

調査期間 令和5年4月1日～令和5年12月28日

対象地域 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

ニセ調査員に注意！

- 調査は公道上で行います(漏水の疑いがある場合は、調査のため、各戸の敷地内に立ち入ることがあります)。
- 宅内の水道管の調査や水質調査、浄水器の斡旋・販売などは一切行っておりません。
- 企業団が行う調査ですので、**お客さまに費用を請求することはありません。**
- 調査員は、企業団が発行した、**腕章と身分証明書を身につけています。**

☎「おかしいな？」と思ったら、調査員に**身分証明書の提示**を求め、**企業団にご連絡**ください。

【調査員イメージ】

群馬東部水道企業団
漏水調査業務委託者

2月定例会を開催しました

開催日 令和5年2月9日(木)
議決結果 提出議案16件 全件可決



※詳しくはこちら▲



職員採用試験(地方公務員)のご案内

令和6年4月採用の職員採用試験を実施します。
試験日 令和5年9月3日(日)



※採用情報はこちら▲



水道の使用開始・中止の届け出をお願いします

引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要です。
太田本所・館林支所・みどり支所の窓口と電話・ファクス・インターネットで届け出ができます。

水道を使い始めるとき

- 1 住所
アパート・マンションなどの場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください。
- 2 名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」
検針票(水道使用水量等のお知らせ)または領収書(水道料金等納入通知書兼領収証書)に記載されています。
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

インターネットで申し込みができます

水道の使用開始・中止の届け出は、24時間いつでも受け付けができるホームページからの手続きが便利です。
ホームページからの手続きは、水道の使用開始・中止の3日前(営業日)までお願いします。



※手続きはこちら▲

問い合わせ先

●太田本所

太田市浜町11-28
☎0276-45-2731
FAX 0276-45-2735

●館林支所

館林市広内町3-10
☎0276-80-3201
FAX 0276-75-4134

●みどり支所

みどり市笠懸町鹿288-1
☎0277-32-3770
FAX 0277-32-3773

●営業日・時間●

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

